

# 沖縄県からの サツマイモやエンサイなどの 植物は持ち出しが規制されています！ ～県外への移動の際はご注意ください～



沖縄県及び国内の一部地域には、サツマイモやカンキツ類に被害を与える病害虫が生息しています。これらの病害虫のまん延を防止するため、寄主となるサツマイモ、カンキツ類などの植物は、植物防疫法により沖縄県からの持ち出しが規制されています。違反した場合は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金が課せられる場合があります。これから観光や帰省等のため、県外との人の行き来が多くなる季節を迎えます。県外に行かれる際には、病害虫のまん延を防止するため、植物の持ち出しにご注意ください。

## 【移動規制の対象植物】

### 1. サツマイモ、エンサイ、アサガオ等

沖縄県にはアリモドキゾウムシやイモゾウムシというサツマイモに被害を及ぼす害虫が生息しています。これらが寄生したサツマイモは、独特の臭気と苦みにより、食用はもちろんのこと家畜の飼料にもなりません。これら害虫のまん延を防ぐため、沖縄県外に生のサツマイモ（生茎葉含む。）を持ち出すことは、植物防疫法により規制されています。また、サツマイモに加えてエンサイ、アサガオ、グンバイヒルガオ等の寄主植物の生茎葉の持出しも規制されています。

なお、焼き芋やお菓子などの加工品は規制の対象にはなりません。



サツマイモ



エンサイ



アサガオ



グンバイヒルガオ

### 2. カンキツ類及びイチジクの苗木・穂木・生茎葉

沖縄県では、細菌によるカンキツ類の病気であるカンキツグリーニング病が発生しています。本病に感染した樹は、葉が黄色くなったり小さくなったりして、やがて衰弱して枯れてしまいます。本病は、り病樹を接ぎ木することのほか、ミカンキジラミという虫が病原となる細菌を伝搬することでまん延します。この病気やミカンキジラミのまん延を防ぐため、沖縄県外にカンキツ類やゲッキツ、イチジク等の寄主植物の苗木・穂木・生茎葉を持ち出すことは、植物防疫法により規制されています。

なお、種子、生果実、乾燥した植物（乾燥葉など）は除きます。



カンキツ



ゲッキツ



オオバゲッキツ  
(カレーリーフ)



イチジク

写真：農林水産省那覇植物防疫事務所提供

規制の詳細につきましては、植物防疫所のHPを確認、又は那覇植物防疫事務所にお問い合わせください。

植物防疫所 HP▶



お問合せ先 農林水産部 消費・安全課 ☎098-866-1672